

令和 8 年度介護保険施設等管理者研修会（集団指導）

高齢者の権利擁護について

茨城県福祉部長寿福祉課

地域包括ケア推進室 地域支援G

目次

- ▶ 1 高齢者虐待防止法の基本
- ▶ 2 高齢者虐待の現状
～養介護施設従事者等による高齢者虐待を中心に～

目次

- ▶ **1 高齢者虐待防止法の基本**
- ▶ 2 高齢者虐待の現状
～養介護施設従事者等による高齢者虐待を中心に～

高齢者虐待防止法の目的

(目的)

第1条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、**高齢者の尊厳の保持**にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって**高齢者の権利利益の擁護に資する**ことを目的とする。

養介護施設従事者等による虐待

(定義等)

第2条 この法律において「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。

2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者等（第5項第1号の施設の業務に従事する者及び同項第2号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。）以外のものをいう。

3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

老人福祉法・介護保険法に定める養介護施設
・事業所の業務に従事する者

高齢者虐待の定義（第2条第5項）

項目	内容
身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

早期発見と通報①

（高齢者虐待の早期発見等）

第5条 **養介護施設、**病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、**高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。**

（養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等）

第21条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。）において業務に従事する**養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。**

早期発見と通報②

○守秘義務との関係

第21条

6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項から第3項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

○不利益取扱いの禁止

第21条

7 養介護施設従事者等は、第1項から第3項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

施設・事業所の責務①

(養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

第20条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、

- ① **養介護施設従事者等の研修の実施**
- ② 当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける**高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備**
- ③ その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

施設・事業所の責務②

(1) 管理職・職員の研修、資質向上

直接介護サービスに従事しない施設長などの管理職や事務職なども含め、施設・事業所全体での研修が重要

(2) 開かれた組織運営

虐待の疑いが発生した場合、上司等に報告できるような風通しの良い組織運営と第三者である外部の目を積極的に入れることが重要

(3) 苦情処理体制

苦情が虐待の発生に関する情報把握の端緒になり得ることから、相談窓口の周知等、適切な苦情処理のための取組が求められている

(4) 業務管理

管理者は、高齢者虐待を職員個人の問題ではなく組織全体の問題として捉え、定期的に業務管理体制の点検・見直しを行うことが重要

施設・事業所の責務③

令和6年度から全ての介護サービス施設・事業者に対して
高齢者虐待防止措置（以下4点）の実施を義務化

- ①虐待防止検討委員会の定期的な開催
- ②虐待の防止のための指針の整備
- ③虐待の防止のための研修の定期的な実施
- ④虐待担当者を定めること

これらが1つでも未実施の場合基本報酬の減算

※参考：厚生労働省老健局（2024）「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 1）（令和6年3月15日）」の送付について
厚生労働省老健局（2026）「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」
社会福祉法人東北福祉会認知症介護研究・研修仙台センター（2022）「施設・事業所における高齢者虐待防止のための体制整備」

身体拘束禁止

- ✓ 身体拘束とは「本人の行動の自由を制限すること」※1
- ✓ 介護保険法及び老人福祉法に基づいた施設等では、
「当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない」と定義しており、
身体的拘束等を原則禁止している。※2

※1 引用：厚生労働省老健局（2025）「介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き」

※2 参考：厚生労働省老健局（令和6年12月6日老発1206第2号）「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」
「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第39号）

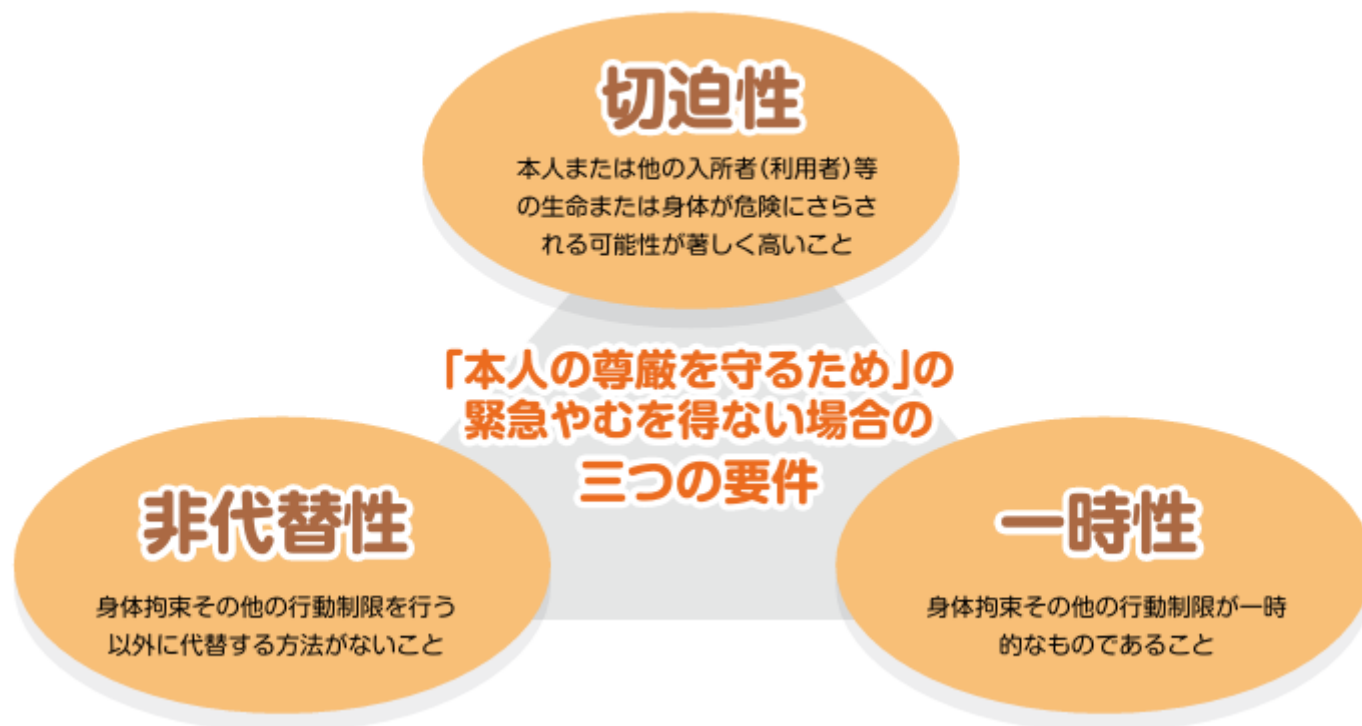
■ 身体拘束廃止・防止の対象となる具体的な行為（例）

- ①ひとり歩きしないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを綱（サイドレール）で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手装等をつける。
- ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

※参考：厚生労働省（2001）「身体拘束ゼロ作戦推進会議、身体拘束ゼロへの手引き」

緊急やむを得ない場合の三つの要件

本人の尊厳を守るために、切迫性、非代替性、一時性をすべて満たす状態であることを、本人・家族、本人にかかわっている関係者・関係機関全員で検討、確認し、記録しておくことが求められる。



■ 緊急やむを得ない場合に求められる手続き

- ①本人・家族、本人にかかわる関係者・関係機関全員での検討
- ②緊急やむを得ない場合の三つの要件と照らし合わせた慎重な検討
- ③本人や家族に対する詳細な説明
- ④三つの要件の再検討および該当しなくなった場合の解除

厚生労働省老健局（令和7年3月） 「介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き」



<https://www.mhlw.go.jp/content/12304250/001643323.pdf>

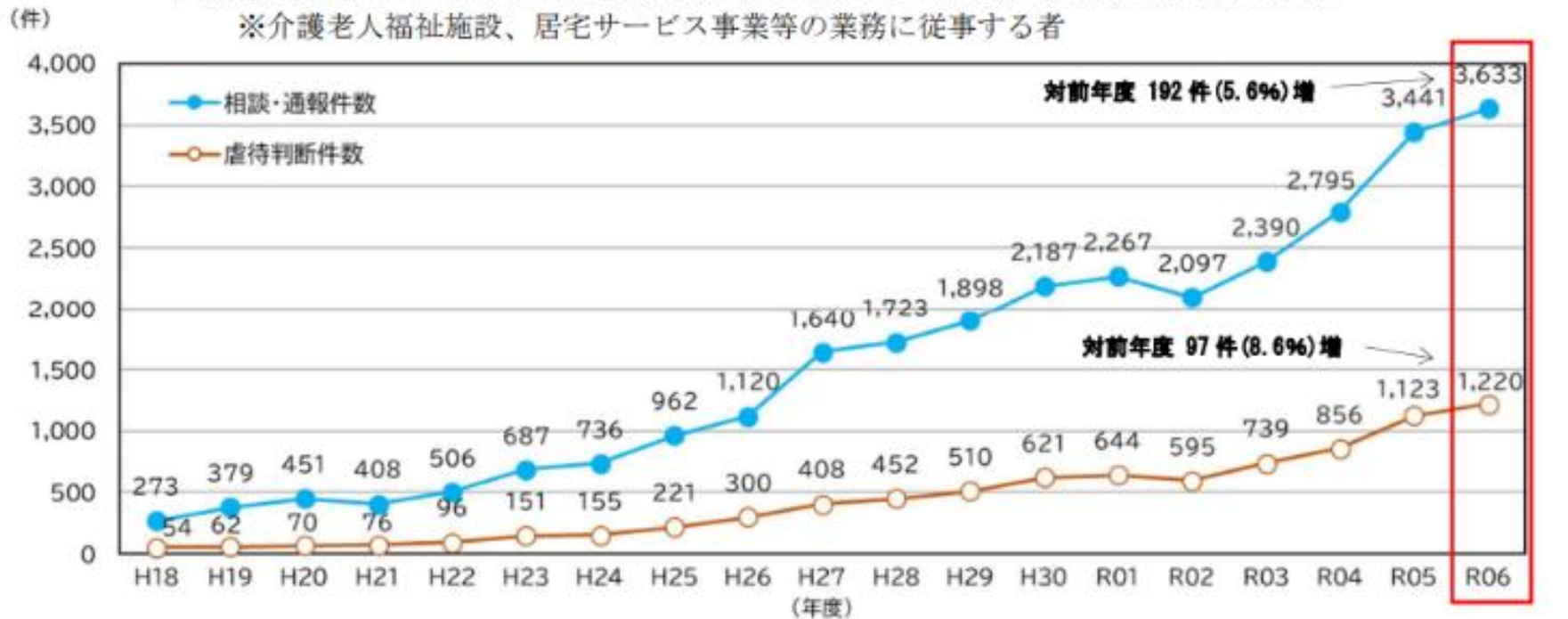
目次

- ▶ 1 高齢者虐待防止法の基本
- ▶ 2 高齢者虐待の現状
～養介護施設従事者等による高齢者虐待を中心に～

R6法に基づく対応状況等に関する調査結果（全国）

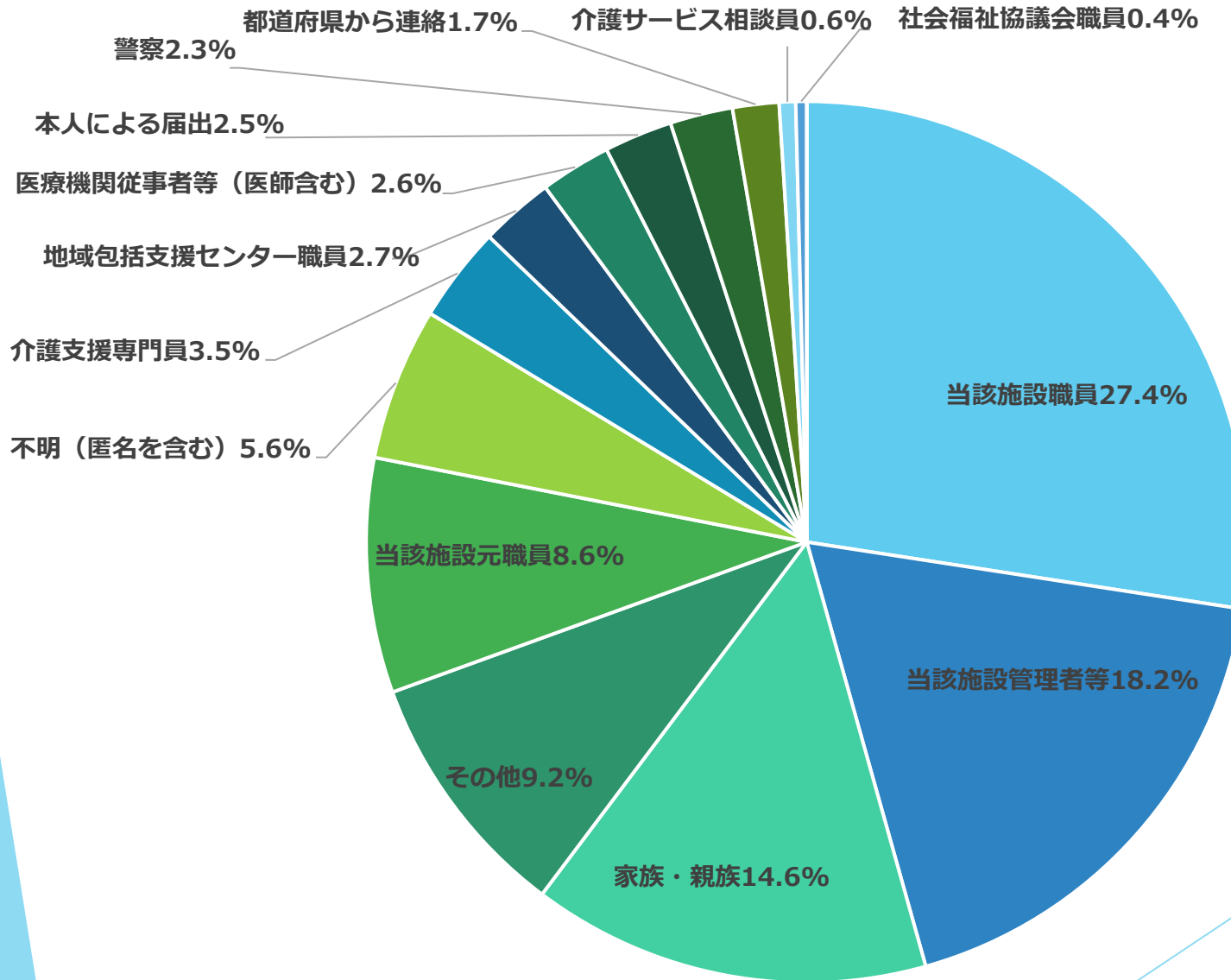
養介護施設従事者等(※)による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移

※介護老人福祉施設、居宅サービス事業等の業務に従事する者

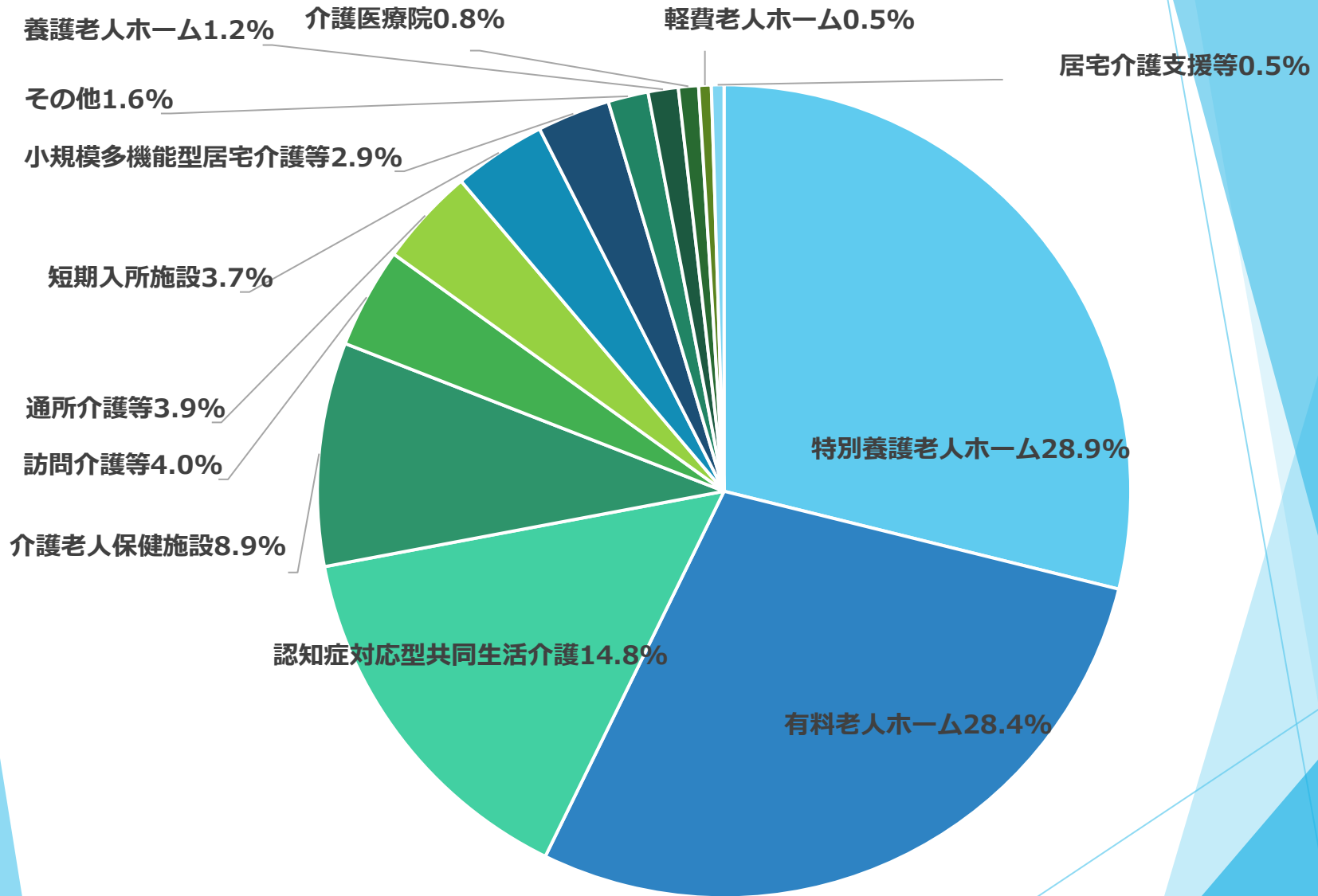


引用:厚生労働省 令和6年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_67817.html

R6 養介護施設従事者等による虐待の相談・通報者内訳（全国）

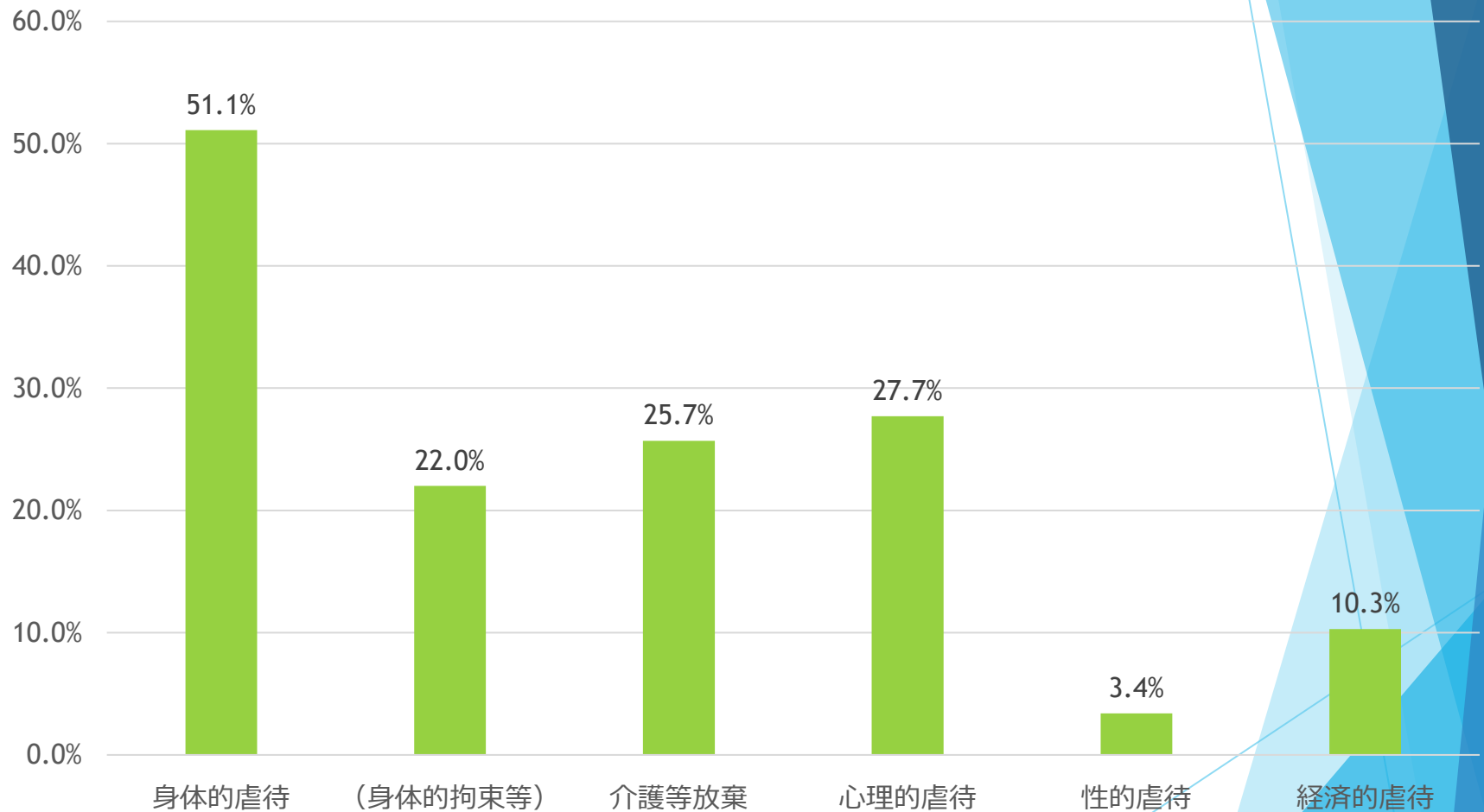


R6虐待の事実が認められた施設・事業所の種別（全国）



R 6 虐待の種別（全国）

※複数回答可



「身体的拘束等」は身体的虐待の内数扱いになります。

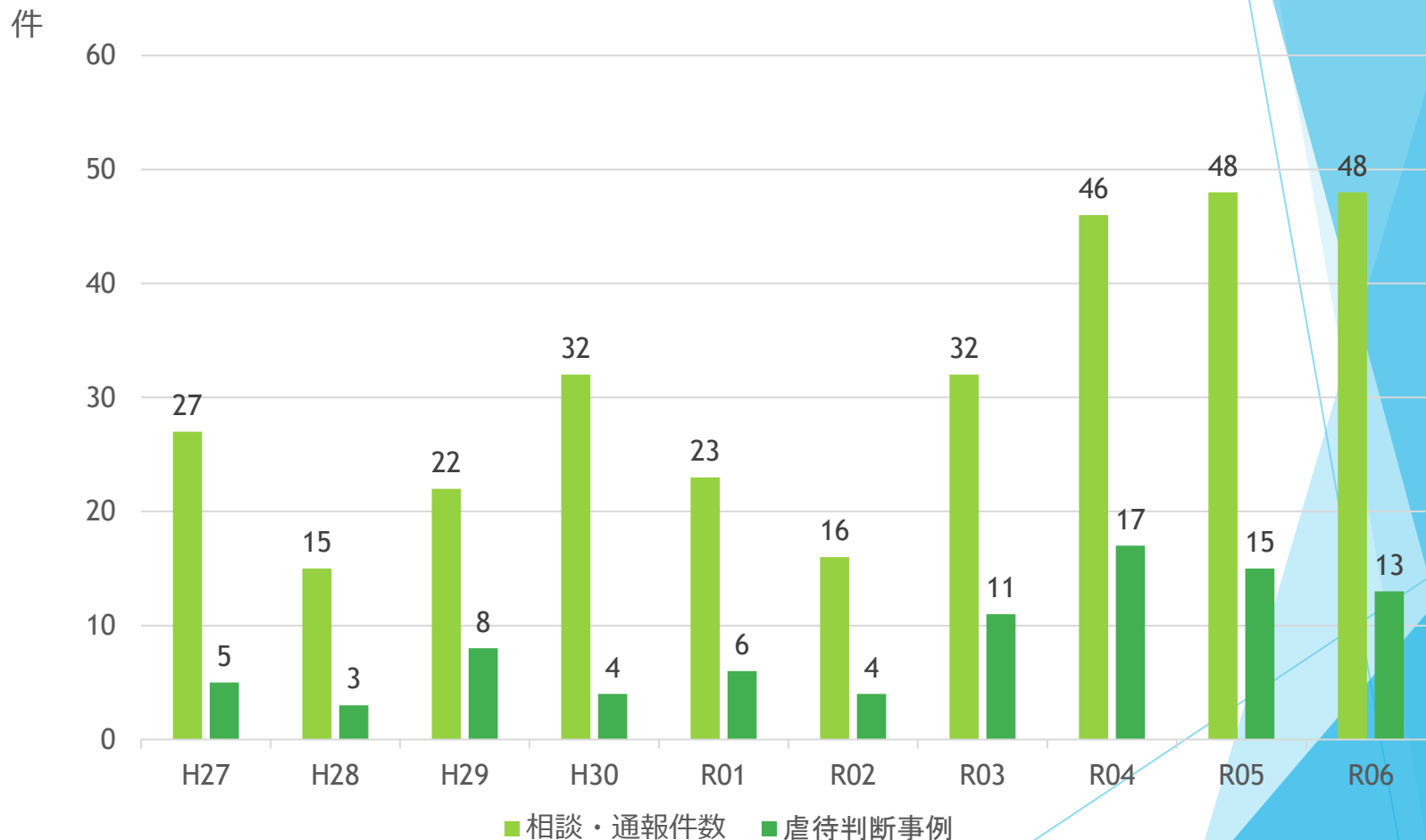
厚生労働省 令和6年度「高齢者の虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果（添付資料）より作成

R 6 虐待の発生要因（全国）

内容	※複数回答可	件数	割合
職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足		926	75.9%
職員の倫理観・理念の欠如		785	64.3%
職員のストレス・感情コントロール		763	62.5%
職員の性格や資質の問題		756	62.0%
職員の高齢者介護や認知症ケア等に関する知識・技術不足		717	58.8%
職員の業務負担の大きさ		499	40.9%
接遇への不満		142	11.6%
その他		28	2.3%

R 6 法に基づく対応状況等に関する調査結果（茨城県）

養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況



「令和6年度 高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査（茨城県）」の結果より作成

R 6 養介護施設従事者等による虐待の事実が認められた事例

No	被虐待者の状況				虐待に対して取った措置	養介護施設等の種別	虐待を行った従事者の職種
	性別	年齢階級	要介護度	虐待の種別			
1	男	80～84歳	要介護3	心理的虐待	改善指導	介護老人保健施設	介護職
2	男	75～79歳	要介護5	介護等放棄	改善指導	住宅型有料老人ホーム	介護職
3	女	75～79歳	要介護3	心理的虐待	改善指導	介護老人保健施設	介護職等
4	女	85～89歳	要介護5	身体的虐待 心理的虐待	改善指導	特別養護老人ホーム	介護職
5	女 男	90～94歳 80～84歳	要介護3 要介護2	身体的虐待 心理的虐待	改善指導 改善勧告	認知症対応型共同生活介護	介護職
6	女 男	95～99歳 85～89歳	要介護3 要介護3	介護等放棄 心理的虐待	改善指導 改善勧告	認知症対応型共同生活介護	介護職、管理職
7	男	85～89歳	要介護5	身体的虐待	改善指導	特別養護老人ホーム	介護職
8	男 男	95～99歳 75～79歳	要介護5 要介護5	身体的虐待	改善指導	介護老人保健施設	介護職等
9	男	80～84歳	要介護3	身体的虐待 介護等放棄	改善指導	特別養護老人ホーム	介護職
10	女	90～94歳	要介護3	性的虐待	改善指導	特別養護老人ホーム	看護職
11	男	70～74歳	要介護2	心理的虐待	改善指導	住宅型有料老人ホーム	介護職等
12	女	80～84歳	要介護5	身体的虐待	改善指導	特別養護老人ホーム	介護職
13	—	—	—	身体的虐待	改善指導	特別養護老人ホーム	介護職

※「介護職等」は、介護職等複数の職種で虐待が行われた場合を指します。

茨城県の高齢者権利擁護対策①

1 正しい知識や理解の普及・啓発

- リーフレット等の作成・配布
- 高齢者虐待防止フォーラムの実施等

2 高齢者虐待対応力の向上

- 研修会の実施

3 市町村支援

- 高齢者虐待対応専門職相談支援事業

4 体制づくり

- 高齢者権利擁護対策推進委員会

茨城県の高齢者権利擁護対策②

高齢者虐待対応力の向上

(1) 市町村職員等向け研修

- ・市町村職員等対応力強化研修

委託先：県社会福祉士会

(2) 施設職員向け研修会の実施

- ・看護実務者研修

委託先：県看護協会

- ・権利擁護推進員養成研修

委託先：県老人福祉施設協議会

- ・管理者研修